TAC 行政書士講座
無料公開セミナー（レジュメ）
TAC 講師　小池　昌三

２０２０年合格目標

TAC 行政書士講座

令和元年度・本試験分析会
本試験出題傾向から考える
これからの試験対策

≪セミナーの内容≫

１．令和元年度・本試験の出題傾向（講評）

２．どのような学習をすべきか（学習指針）

３．令和２年度・本試験対策法

４．新民法への対応

５．本試験得点から考えるＴＡＣ講座の選択

無断複製・転載を禁止します。

無断複製・転載を禁止します。

１．令和元年度・本試験出題傾向（講評）

【速報値】TAC データリサーチの結果（記述式は除く）

	総合 （択一・多肢）	法令 （択一・多肢）	一般 （択一）	合格率
28年	142.89 点	109.23 点	33.67 点	10.0%
29年	161.47 点	122.68 点	38.79 点	15.7%
30年	153.16 点	118.42 点	34.74 点	12.7%
令和元年	**152.19 点**	**110.21 点**	**41.97 点**	**？**

【合格者・合格率】

	実受験者	合格者	合格率
平成 28 年度	41,053 名	4,084 名	10.0%
平成 29 年度	40,449 名	6,360 名	15.7%
平成 30 年度	39,105 名	4,968 名	12.7%
令和元年度	**40,000 名？**	**4000 名？**	**９％～11％**

無断複製・転載を禁止します。

TAC 行政書士講座
無料公開セミナー（レジュメ）
TAC 講師　小池　昌三

令和元年度本試験講評

１．総　評

まず、出題形式からですが、例年どおりの傾向を踏襲しています。出題形式で、特異なものはありませんでした。５肢択一式問題は、単純正誤形式、組合せ形式のみの出題で、個数問題はありません。記述式もオーソドックスな４５マス問題が３問でした。

内容的には、基礎法学－難、憲法－難、行政法－やや難、民法－難、商法－難、多肢－易、記述－普通、一般知識－易。といったとことでしょうか。全体をならしてみた場合、憲法・行政法の難化が影響して、例年よりもやや難しいレベルといえます。

とはいえ、法令科目で難化した分、一般知識が易しかったので、そこで挽回できたかどうかが重要なポイントとなるでしょう。合格ラインとしては、法令択一問題を２３問正解で９２点。多肢選択式を空欄９つ正解で１８点。記述式で３０点。一般知識は１０問正解で４０点。合計１８０点。これが一般的な合格条件となるといえるでしょう。

以上からすれば、全体の合格率は、昨年の１２．７パーセントよりは低くなり、９～１１パーセント程度の合格率になるのではないかと予想します。

以下、各分野・各問題の難易度を分析してみましょう。

正答率	難易度
８０％以上	易しい
６０％以上～８０％未満	標準
４０％以上～６０％未満	やや難しい
４０％未満	難しい

２．法令・５肢択一式

【基礎法学】標準

問題１	基礎法学（法思想史）	**60％標準**
問題２	基礎法学（裁判の審級制度等）	**69％標準**

法制史に関する問題１は、「フランス→ドイツ」という流れが分かると正解できます。高難度の知識ではありますが、単語が用意されている問題だったため比較的よくできています。また、問題２は、基礎法学の典型テーマ・裁判制度からの出題です。かなり細かい審級制度に関する選択肢が多くある問題ですが、組合せという形式や、正解肢が簡単だったことも手伝って、７割近い方が正解されています。なんとか１問は正解したい問題だったといえます。

無断複製・転載を禁止します。

【憲法】やや難

問題３	憲法人権（議員の地位）	**66％標準**
問題４	憲法人権（家族・婚姻に関する判例）	**69％標準**
問題５	憲法統治（選挙権・選挙制度）	55％やや難
問題６	憲法統治（教科書検定制度の合憲性）	**77％標準**
問題７	憲法総論（裁判官の懲戒手続）	55％やや難

憲法は、どの問題も典型テーマなのですが、問われている知識が難しい肢も多く、全体として難易度はやや難しかったといえます。

問題３。議員の地位に関する問題ですが、正解となる肢１については、公職選挙法の知識を問う問題です。常識的に考えて「○」とすることもできますが、確実性をもって解ける問題ではないといえます。ただし、他の肢で「×」をつけて、２肢ぐらいまで絞り込みたいところです。問題４。あまり見たことのない判例もありますが、正解肢が著名な違憲判決ですから、この問題は正解すべき問題です。問題５。選挙権・選挙制度に関する問題です。判例問題ですが、判旨の理論的な部分を題材にしたものです。制度趣旨などが分かっていれば容易に解ける問題といえますが（肢１にあるように、選挙権行使の制約に国会の広い裁量が認められるというのは、選挙権が重大な権利であるだけに、制約できる場合はごく限られたものでなければならないはず、というような行政法で使うような思考)、暗記型の学習だとこのような問題には対応しづらいといえます。問題６。教科書検定という典型テーマからの出題です。多少難しい肢はあるものの、正解自体は、教科書検定は検閲にも事前抑制にも該当しない、という程度の知識があれば解けます。ほかの肢の細かい記述に惑わされないで解けたかどうかです。問題７。裁判官の懲戒について。難問です。ここも、「司法権」の行使には、公平中立が厳格に要求されるはず、という理屈から、一般職の国家公務員に対する政治的行為禁止の要請より強いのではないか、という推測をすることは不可能ではなかったように思います。

問題４・６は判例知識で確実に正解し、問題３・５・７を現場思考でどこまで正解できるか。３問は正解したい問題です。

無断複製・転載を禁止します。

【行政法】易

問題８	行政法一般的な法理論（行政上の義務履行確保手段）	**65%標準**
問題９	行政法一般的な法理論（内閣法・国家行政組織法）	24%難
問題10	行政法一般的な法理論（公有水面埋立てに関する判例）	**69%標準**
問題11	行政手続法（行政指導）	49%やや難
問題12	行政手続法（聴聞）	**69%標準**
問題13	行政手続法（行政手続法一般）	**74%標準**
問題14	行政不服審査法（裁決および決定）	**69%標準**
問題15	行政不服審査法（審査請求の手続等）	**71%標準**
問題16	行政不服審査法（地方公共団体に絡む行政不服審査法）	38%難
問題17	行政事件訴訟法（執行停止）	**80%易**
問題18	行政事件訴訟法（行政庁の訴訟法上の地位）	**73%標準**
問題19	行政事件訴訟法（抗告訴訟）	**77%標準**
問題20	損失補償	27%難
問題21	国家賠償法（２条１項の責任の成否に関する判例）	**91%易**
問題22	地方自治法（普通地方公共団体の議会）	36%難
問題23	地方自治法（公の施設）	**88%易**
問題24	地方自治法（監査委員）	59%やや難
問題25	行政法総合（上水道に関する判例）	**88%易**
問題26	行政法総合（国公立学校をめぐる行政法上の問題）	34%難

例年、行政法は１５～１７問は得点したい科目ですが、今年の行政法は、正解肢には絡まないけれども、やや難しい知識を問う選択肢がいくつかあって、それらの肢に惑わされてしまうと非常に難しく感じてしまう問題だったともいえます。なんとか、それらの肢に惑わされず、組合せ問題という形式や、消去法を駆使して、択一１９問中１３問は得点したい問題でした。

問題８～１０の一般的な法理論。問題８。義務履行確保手段については、オーソドックスな問題でした。確実に正解したいところです。問題９。内閣法・国家行政組織法からの出題。単純知識問題ですが難問です。確実に正解するのは困難な問題です。問題１０。判例穴埋め問題ですが、エは黙示の公用廃止、オは取得時効、簡単です。ただし、長文の一番最後に出てくるため、いかに時間をかけずに正解にたどり着けるかという問題です。２問は正解したい内容です。

問題１１～１３の行政手続法。行政指導。聴聞。行政手続法一般。いずれも典型テーマ。問われている知識も直球。基本です。３問全問正解したい問題です。

無断複製・転載を禁止します。

問題１４～１６の行政不服審査法。問題１４。裁決決定に関する問題ですが、肢ウ・エが容易ですで、正しい肢となるイ・オの正誤判断に苦慮したとしても消去法で正解にたどり着ける問題です。問題１５。審査請求の手続に関する基礎知識。これも標準的な問題です。問題１６。行政不服審査法と地方公共団体との絡み。難問です。問題１４、１５の２問は正解したい問題です。

問題１７～１９の行政事件訴訟法。判例問題はなく、いずれも基本問題です。問題１７。執行停止。記述のヤマでもあるので、要件は正確に押さえていた方が多く、易しい問題でした。問題１８。被告適格があるのは原則として行政主体。それが分かっていれば容易な問題です。問題１９の抗告訴訟に関する問題です。訴訟参加の要件を問う問題で、標準レベルの問題でした。３問全問正解したい問題です。

問題２０～２１の国家賠償法です。昨年は行政法の中で一番難しかった国家賠償法ですが、今年は１問は確実に得点できる内容です。問題２０は２年連続で損失補償についての出題です。短い判例問題ですが難問です。ただし、穴埋めの言葉は用意されているので、難易度としてはやや難しいというレベルです。問題２１は、国家賠償法２条に関する重要判例・典型テーマ、さらには言葉も用意されている問題でしたので、ここは確実に得点したい問題です。

問題２２～２４の地方自治。典型テーマからの出題ではありましたが、問われている知識は基本からは少し外れる知識です。解いていて、ストレスのたまる問題です。問題２２。臨時会についての手続。議会という典型テーマではありますが、臨時会の手続までは押さえられないといえるでしょう。消去法でも、他の肢をすべて「×」とできるほど簡単ではありません。難問といえます。問題２３。公の施設に関する問題。３問のなかでは一番簡単です。問題２４。監査委員に関する問題ですが、監査委員になるための要件という細かいところを突く難問です。問題２３の１問は正解したい問題です。

問題２５～２６の判例問題。問題２５。上水道に関する判例問題。各肢は長文ですが、４肢ですし、法理論で繰り返し学習する判例ですので、確実に正解したい問題です。問題２６。国公立学校に関する判例問題。こちらも、肢イは、あまり見たことのない判例ですので、正誤判断は難しいですが、肢アは憲法で、肢エは行政事件訴訟法でも出題される著名判例ですので、できれば正解にたどりつきたかった問題です。とはいえ、肢アは判断基準、肢イは知識そのものが難しく、難問でした。１問は確実に得点したい問題です。

無断複製・転載を禁止します。

【民法】やや難

問題 27	民法総則（時効の援用）	**71%標準**
問題 28	民法総則（代理）	81・14%
問題 29	民法物権（動産物権変動）	59%やや難
問題 30	民法物権（地役権・地上権等）	**63%標準**
問題 31	民法物権（質権）	30%難
問題 32	民法債権（転貸借）	43%やや難
問題 33	民法債権（委任・事務管理）	31%難
問題 34	民法債権（不法行為）	15%難
問題 35	民法親族（氏）	**63%標準**

民法は、例年通り、難しい内容となりました。総則１問、物権２問、親族１問、９問中４問の得点が目標ラインです。

問題２７～２８。総則。問題２７は時効の援用。典型テーマ＆単純知識問題ですが、細かい知識を問う問題です。肢エは簡単ですが、肢ア、肢オなどは判断しにくい肢があります。組合せ問題ということで、正解できたかどうかという問題です。問題２８は代理。この問題は肢１・２・５は「○」の判断ができますが、肢３と肢４は正誤判断が難しい肢です。肢３は、表見代理が類推されることもある事案（最判昭 44.12.19）です。肢４は、本人に対しても、「代理人に対しても受領物を引き渡す義務があり」、代理人に引き渡せば本人に対して引き渡す義務が消滅するという判例（最判昭 51.4.9）があります。この点で、肢４も「代理人に対してではなく」といっている点で誤りということになります。この問題は、正解が３と４で絞り込めず、出題として不適切となる可能性があります。そういう意味では難問です。１問は得点したい問題です。

問題２９～３１。物権。今年は３問の出題です。問題２９。動産物権変動。長文問題ですが、落ち着いて読めば、引き渡しが対抗要件となるという簡単な知識で解ける問題です。得点したい問題です。問題３０。地役権・地上権に関する問題です。かなり久しぶりの出題です。長文の事例問題になっています。肢アなど難しい肢もありますが、他の肢は、基本知識といえますので、ここも得点したい問題です。問題３１。質権の基本知識を問う問題です。質権も久しぶりの出題でしたが、油断していたためか、正答率は低くなりました。問題２９・３０の２問を確実に得点したい問題です。

問題３２～３４。債権分野。債権法は来年度改正法での出題となるため、すこし準備が手薄になっていたためか、いずれも正答率や低くなりました。問題３２。転貸借契約に関する問題。やや難問といえます。問題３３。委任と事務管理の知識を問う問題です。管理を頼まれていた場合が委任契約であることに気がつかないと間違えてしまうかもしれませんが、そこをしっかり押さえられれば、問われている知識自体は基本ですので、ここは得点したい問題です。問題３４。不

無断複製・転載を禁止します。

法行為に関する問題。長文の上に、受験生があまり聞いたことがないような肢２・肢４もあり難問です。いずれも正答率は低くなりましたが、問題３３は確実に得点したかった問題といえます。

問題３５。親族分野から、氏に関する問題です。氏の問題としては易しいですが、問題文を丁寧に読まないと、問題文の読み違いを起こす可能性がある問題といえます。落ち着いて事案を正確に把握することが要求される問題です。知識的には得点したい問題です。

【商法】難

問題 36	商行為（商行為の代理）	14%難
問題 37	会社法（株式会社の設立における出資の履行等）	44%やや難
問題 38	会社法（株主の権利）	29%難
問題 39	会社法（取締役会）	35%難
問題 40	会社法（非公開会社かつ取締役会非設置会社）	**70%標準**

例年通り、難しくなりました。しかし、今年の内容からすれば、基本の基本を学習するたけで、３問得点も可能な出題となっています。やり込むことは学習のバランスを失しますが、会社法の基本常識レベルは学習しておくべきことを示す内容になりました。問題３６は商事代理の問題。代理の効果がどこに帰属するか、という、あまり詰めて学習しないところだったためか正答率は低くなりました。問題３７は設立の基本問題。得点したい問題です。問題３８は少数株主権の要件を問う問題です。なかなかここまで細かく押えられるのは難しいと思われます。難問です。問題３９は取締役会の基本問題ではありますが、正答率は低くなりました。問題４０も非公開会社・取締役非設置会社の基本知識を問う問題。少しの学習で、問題３７・３９・４０は得点できたといえます。正答率の低さは、そもそも商法・会社法を捨て科目にしている可能性があります。今回の問題でも、５問中２問は得点したい目標です。

無断複製・転載を禁止します。

３．法令・多肢選択式　易

問題 41	憲法人権（NHK 受信料の判例・表現の自由）	**ア** 45%、**イ 84%、ウ** 15%、**エ 90%**
問題 42	行政法の一般的な法理論（行政立法）	**ア 82%、イ 95%、ウ 87%、エ 93%**
問題 43	行政不服審査法・行政事件訴訟法（行政救済）	**ア 97%、イ** 39%、**ウ 92%、エ 97%**

多肢選択式は、３問ともに易しい問題でした。問題４１は、平成 29 年の新判例です。時事問題ともいえる判例です。２つの空欄は埋めたい問題。問題４２は、行手法の条文問題かと思わせるような問題です。判例を知らなくても、行政手続法の条文知識でア～ウまで入れることができますし、また、「エの範囲の逸脱又はその濫用」というフレーズから「裁量権」という言葉も容易に確定できます。ここは４つとも正解したいところです。問題４３は、行政事件訴訟法ですが、行政事件訴訟の類型に関する問題です。イはやや入れづらいかもしれませんが、他は容易に確定できます。３つは正解したいところです。問題４１で４点、４２で８点、４３で６点、合計１８点が目標ラインです。

４．法令・記述式　　標準

行政法の問題４４は標準レベル、民法の問題４５は易しい、問題４６は難しい問題です。

まず、行政法の問題４４ですが、行政手続法から、処分等の求めに関する問題です。「どのような者が」「どのような行動をとることができるか」、Ｙは「どのような対応をとることができうるか」。ということが問われていますが、どのような行動、どのような対応については、事例に即して書くことになり、いろんなバリエーションが考えられ、書き方が難しかった問題といえます。条文問題ですし、択一問題のヤマですから、それをどこまで記憶喚起して書くことができたかが勝負となります。「どのような者」は「何人も」で簡単だと思いますが、「命令をすることを求める」や「必要な調査を行う」「命令をしなければならない」というところは得点に幅がありそうです。10 点は得点したい問題です。

次に、民法の問題４５は、物権から共有物に関して共有者ができる行為をするための要件に関する問題です。択一の基本問題ですし、答え方が難しいわけでもありませんので、ここは満点をとりたい問題です。

民法の問題４６は、第三者のためにする契約に関する問題。受験生にとっては盲点です。過去問でも出題されたことがありませんし難問です。ここは得点することが困難な問題といえます。

以上からすれば、問題４４で１０点、問題４４は１６点～２０点、問題４５は０点でも仕方ありません。合格者レベルで、３０点の得点はほしい問題です。

無断複製・転載を禁止します。

５．一般知識　　易

問題 47	政治（日中関係）	35％難
問題 48	政治（女性の政治参加）	**86％易**
問題 49	政治（国の行政改革）	57％やや難
問題 50	経済（日本の雇用・労働）	41％やや難
問題 51	経済（経済用語）	**68％標準**
問題 52	社会（元号の制定）	**89％易**
問題 53	社会（日本の廃棄物処理）	56％やや難
問題 54	情報通信（情報通信用語）	**97％易**
問題 55	情報通信（通信の秘密）	**76％標準**
問題 56	情報通信（アナログ方式）	**90％易**
問題 57	個人情報保護法（個人情報保護委員会）	**90％易**
問題 58	文章理解（脱文挿入）	**84％易**
問題 59	文章理解（穴埋め）	**85％易**
問題 60	文章理解（空欄補充）	**93％易**

一般知識科目は、昨年のように、行政書士実務に直で関連する問題はほとんど姿を消しました。従来通りの一般知識の典型テーマも多く、受験生にとっては取り組みやすい問題だったといえます。問題４７。日中関係に関する歴史問題。難問です。問題４８。女性の政治参加に関する問題ですが、空欄ウのみ正解が出せる簡単な問題です。問題４９。行政改革の問題ですが、行政手続法の対象が「処分、行政指導、届出、命令等制定手続」であるという知識で解ける易問です。問題５０。日本の雇用・労働に関する時事問題。肢イの非正規雇用や、肢エ・オの「働き方改革」などは、ヤマでしたが正答率は低かったです。一般知識の難しさです。問題５１。経済用語。これも典型テーマで易問です。問題５２。元号の制定もホットな問題でした。単純知識ですが、常識的な観点から、消去法で正解できる問題でした。問題５３。廃棄物処理については、肢エ「再生利用や減量化が進まない」というのは、最近の３Ｒの推進などから常識的に判断して欲しい問題でした。難易度としてはやや難しい問題でした。問題５４。情報通信用語は簡単でした。問題５５。通信の秘密は、憲法的にも時事的にも常識的に判断して欲しいところです。問題５６。アナログ方式も常識的に正解できる問題です。問題５７。個人情報保護法は１問でしたが、個人情報保護委員会は基本ですので確実に得点したい問題です。

文章理解は例年通り、簡単でした。空欄補充、脱文挿入という形式的にも容易な問題でした。文章も短く、短時間で正解できる問題といえるでしょう。

問題４９、問題５２のように、法律知識を駆使して答えを導き出すことができる問題があったことは受験生にはプラスです。１４問中１０問は得点したい問題です。

無断複製・転載を禁止します。

【令和２年度本試験の予測】

合格率を 10%～12%にすることを前提に

	例年	令和元年	令和２年	例年より
基礎法学	やや難　（１問）	やや難　（１問）	やや難　（１問）	例年通り
憲法	標準　（　３問）	やや難　（３問）	やや難　（２問）	やや難
行政法	標準　（１５問）	やや難（１３問）	やや難（１３問）	やや難
民法	難　（　４問）	難　（４問）	やや難　（６問）	易化
商法	難　（　２問）	難　（２問）	標準　（３問）	易化
択一全体	**２５問１００点**	**２３問９２点**	**２５問１００点**	**例年通り**
多肢選択	易　（９空欄）	易　（９空欄）	易　（９空欄）	例年通り
記述	標準（～４０点）	標準　（３０点）	標準（～４０点）	例年通り
法令全体	**標準　１５０点**	**標準　１４０点**	**標準　１５０点**	**例年通り**
一般知識	標準　（　８問）	易　（１０問）	標準　（８問）	易化
全体	**１８０点**	**１８０点**	**１８０点**	

全体としては、今年と同程度か易化。

≪令和２年度本試験のキーポイント≫

- 現場思考型問題
- 横断的な知識を問う問題
- 判例問題
- 改正民法

「基本的知識暗記型」

＋

「法の趣旨理解型・実践型」

無断複製・転載を禁止します。

２．どのような学習をすべきか（学習指針）

暗記に加えて、法の趣旨を理解し、常識的な法感覚から解ける問題があります。また、判例の理解が求められる問題が多い。

科目	番号	形式
憲法	3	条文知識－法常識　比例代表制の性質
	4	判例知識　違憲判決
	5	判例知識－法常識　選挙制度についての国会の裁量
	6	判例知識　あてはめ
	7	判例知識－法常識　政治運動禁止　裁判官 vs.一般職の公務員
行一	10	判決文正誤　黙示の公用廃止
行手	12	条文知識－法常識（肢オ）第三者の利益を害する場合の措置
	13	条文知識－法常識（肢ア）行政指導指針の趣旨から公表
行審	15	条文知識－法常識　参加人への口頭意見陳述の機会付与
行訴	19	条文知識－法常識　抗告訴訟の意義―関係行政庁の訴訟参加
損補	20	判決文穴埋め
国賠	21	判決文穴埋め
地自	24	条文知識－法常識　監査委員の趣旨
行総	25	判例知識
	26	判例知識
民総	27	法常識　保証債務についての時効援用
	28	判例知識
物権	29	判例知識
	30	判例知識
	31	判例知識
債権	32	判例知識
	34	判例知識
商法	36	判例知識
多肢	41	判例知識
	42	判例知識

問題演習をする際には、知識だけでなく、どうしてその結論となるのか、その意味を「考えながら」問題演習をすることが大切です。法的なものの考え方を身につけることができれば、合格可能性はかなり高くなるはずです。基本知識の習得ができたら、あとは問題演習を重ねて、応用力をつけることです。

無断複製・転載を禁止します。

３．令和２年度本試験対策法

⇒　インプット時間は極限まで絞り込む

合格できなかった人に足りないもの。それは問題演習です。アウトプットは時間がかかりますので、問題をたくさん解くためには、インプットに割く時間を極力減らす必要があります。比率としては、インプット１～２に対して、アウトプット８～９の割合です。

鉄則）INPUT 時間を極限まで絞り込む！やるべきことの明確化！
基本に忠実に。知識がないのではなく正確性が不十分。
⇒基本条文・基本判例、原理原則から考えるクセ。

①　時間の管理

・１週間で勉強に割くことができる時間は、週＿＿＿＿＿時間。

１１月１７日（日）～	残り５１週
１２月１日（日）～	残り４９週
１月５日（日）～	残り４４週
２月２日（日）～	残り４０週
３月１日（日）～	残り３６週
４月５日（日）～	残り３１週
５月３日（日）～	残り２７週
６月７日（日）～	残り２２週
７月５日（日）～	残り１８週
８月２日（日）～	残り１４週
９月６日（日）～	残り　９週
１０月４日（日）～	残り　５週
１１月８日（日）	行政書士本試験

無断複製・転載を禁止します。

②　多く出題される部分に多くの時間を割くのが効率的です。

【法令科目】（81.3%　244／300）　**残り時間×約** 0.82**＝法令の残り時間**

①　基礎法（　２．６％　　８点）残り時間×　2.6%＝基礎法学の残り時間
②　憲　法（　９．３％　２８点）残り時間×　9.3%＝　憲　法の残り時間
③　行政法（３７．３％１１２点）残り時間×37.3%＝　行政法の残り時間
④　民　法（２３．３％　７６点）残り時間×25.3%＝　民　法の残り時間
⑤　商　法（　６．６％　２０点）残り時間×　6.6%＝　商　法の残り時間

【一般知識等】（18.6%　56 **点**）　**残り時間×約** 0.18**＝一般知識の残り時間**

①　政経社（　９．３％　２８点）残り時間×　9.3%＝　政経社の残り時間
②　情報等（　５・３％　１６点）残り時間×　5.3%＝　情報等の残り時間
③　文　章（　４・０％　１２点）残り時間×　4.0%＝文章理解の残り時間

③　基本条文・基本判例の重要性

条文・判例からの出題がほとんどを占めます。したがって、学習は条文・判例の徹底理解と記憶暗記です。そのためには、条文を日頃から条文をこまめに読むことが必要です。また、判例も、有名な判例は、原文を読むことが有用です。

④　学習分野の取捨選択の重要性

短期合格のためには、科目ごとの取捨選択（例えば、商法全部を切ってしまう）ということよりも、科目の中でも、すべきところ、とりあえず置いておくところを細かくすみわけ（例えば、会社法でも設立と、株主総会、取締役の基本は押さえるというように）していくことが大切です。

⑤　問題演習の重要性

合格できなかった人に足りないものは問題演習です。徹底的に問題演習を繰り返すこと。これが大切です。

⑥　過去問の重要性

問題演習、アウトプットで基本となるのが過去問です。これが、行政書士試験における、基本知識となります。まずは、徹底的な過去問マスターです。

⑦（受験経験者）前年のアドバンテージをフルに生かす！

初学者との違いは、既に完成しているところがあるということです。

その部分は時間を割く必要がありません。インプットを改めてする必要はありません。いきなり問題演習に突入できるということです。

無断複製・転載を禁止します。

4. 新民法への対応

受験経験者にとって、一番の悩みどころは、新民法への対応です。民法が成立して以来の大改正になりますので、ここはしっかりと対策を取っておくことが必要になります。

年から始める方は、なにも考える必要はありません。２０２０年度の講座や、教材を使用して楽手を進めれば足ります。注意点としては、決して２０１９年以前の教材は使用しないことです。

受験経験者にとっては、改正された点をしっかり把握して、改正点にかかわる部分の問題演習を繰り返すことです。
特に、事務管理・不当利得・不法行為以外の債権分野の改正は多岐に渡ります。いままでの知識を矯正するためには、教科書だけではなく、やはり問題演習の数をこなすことが必要です。

知識強制の方法は、これもはやり問題演習に尽きます。改正点がどこにあるのか、基本知識を押さえた後は、徹底的に問題演習を重ねることです。そうすることで、旧法の知識を、正確な知識で上書きすることができます。

【主な改正点】

意思能力制度	相殺禁止
代理	定形約款
消滅時効	契約解除
原始的不能	危険負担
債務不履行による損害賠償	売主の瑕疵担保責任
連帯債務	消費貸借
保証	賃貸借
債務者の責任財産の保全	請負
債権譲渡	寄託
債務引受	法定利率
第三者弁済	

無断複製・転載を禁止します。

5. 本試験得点から考えるTACの講座選択

例年ですと、300 点満点中、５割 150 点以上得点できているかどうかが、受験経験者クラスか、基礎クラスかの選択の目安となります。

ただし、今年は、一般知識・満点５６点部分が簡単でした。そのため、一般知識の得点がよく、総合得点では 150 点超えているのに、法令科目の実力はまだ基礎クラスで学習をした方がよいという方もいらっしゃると考えられます。

そこで、コース選択の場合には、一般知識を除く、下記、法令択一（160 点満点）、法令多肢（24 点満点）の合計点で５割強（100 点ぐらい）を超えているかどうかを一つの基準として、ご検討いただければと存じます。

【法令択一＋法令多肢　マークシート問題による目安】

法令択一 40 問　（160 点） **法令多肢 12 空欄　（24 点）**		**合計 184 点満点**
22 問以上＋8 空欄以上 （88 点以上＋16 点以上） **＝およそ 100 点以上**	**（インプット講座） サクセス１８０本科生**	**（アウトプット講座） スーパー答練本科生**
21 問以下＋７空欄以下 （84 点以下＋14 点以下） **＝およそ 100 点未満**	**プレミアム本科生**	

法令記述式（本試験の問題番号 44、45、46）に関しては、各受験生が準備していたテーマが出題されたかどうか（ヤマが当たったかどうか）で、得点が上下してしまうので、一概に、「記述式で得点できているから受験経験者」、「得点できていないから基礎クラス」ということにはなりません。一つの目安としての合格ラインは 24 点ぐらいになります。

問題 46 は難しかったので問題 46 は度外視し、問題 44 で 10 点以上、問題 45 で 14 点以上。この２問のみの合計で 24 点以上なら受験経験者クラス、それ未満なら基礎クラスがお勧め。

【参考・法令記述問題による目安】

法令記述　３問（60 点）		
問題 44　**10 点以上** 問題 45　**14 点以上** ＝２問の**合計 24 点以上**	**（インプット講義） サクセス１８０本科生**	**（アウトプット講座） スーパー答練本科生**
問題 44　10 点未満 問題 45　14 点未満 ＝２問の**合計 24 点未満**	**プレミアム本科生**	

以　上

無断複製・転載を禁止します。